

北海道根室振興局告示第26号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和2年6月5日

北海道根室振興局長 遠藤 俊充

1 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

ア 名称 乗用自動車（林務課分）の交換

イ 数量 1台

(2) 契約の目的の仕様等

別紙1仕様書による。

(3) 引渡場所

根室振興局（根室市常盤町3丁目28番地）

(4) 納入場所

(3)に同じ。

(5) 納入期限

令和2年12月25日までとする。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和2年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 北海道根室振興局管内に本店、支店又は営業所等を有すること。

(5) 納入しようとする物品について、契約の目的の仕様等の要件を満たしていることが確認できた者であること。

3 制限付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期

令和2年6月8日(月)から令和2年6月24日(水)まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時00分から午後5時00分までの間に提出すること。ただし、令和2年6月24日(水)は午前11時00分までとする。

イ 申請の方法

ウに定める申請書類の提出先の指示により作成した申請書類（別紙2-1及び別紙2-2）を提出しなければならない。

なお、当該申請書類は12の(7)に定める契約担当組織に電話で申し出ることにより、送付によって提出することができる。

ただし、郵送等によって申請書を提出する場合は、令和2年6月24日(水)午前11時00分

までに申請書類の提出先に到着した者を有効とする。

ウ 申請書類の提出先

〒087-8588 根室市常盤町3丁目28番地

北海道根室振興局総務課需品係

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道根室振興局総務課需品係

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 根室市常盤町3丁目28番地

根室振興局庁舎3階 大会議室

(2) 入札日時 令和2年7月6日(月) 午後2時00分

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 郵便等による入札の可否

認めない。

9 落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する場合を除き、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（北海道が交換により取得する自動車の価格（消費税等相当額を含む。）から北海道が交換により引き渡す自動車（消費税相当額を含む。）を差引いた交換差金をもって定めたものをいう。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11 契約書作成の要否

要

12 その他

(1) 入札書の様式

入札書は、入札が直接本人によるのか、入札が代理人によるのか、又は入札が復代理人に

よるのかに応じて、次に掲げるアからウのいずれかの書式を使用すること。

ア 別紙3-1

この入札書は、入札参加資格を有する法人の本店の代表取締役が直接入札する場合に使用し、法人の所在地及び名称並びに代表取締役の役職及び氏名を明記し、代表取締役の印を押印する。個人事業者の場合も、また同様とする。

イ 別紙3-2

この入札書は、入札者が代理人を持って入札する場合に使用し、入札参加資格を有する法人の所在地及び名称並びに代表取締役の役職名及び氏名を明記することに加え、代理人の印を押印する。この場合において、入札の前に、代理人選任の委任状を提出すること。個人事業者の場合も、また同様とする。

ウ 別紙3-3

この入札書は、入札者が復代理人を持って入札する場合に使用し、入札参加資格を有する法人の所在地及び名称並びに代表取締役の役職名及び氏名を明記することに加え、代理人の所在地及び名称並びに役職名及び氏名を明記するとともに、復代理人の住所及び氏名を明記し、復代理人の印を押印する。この場合において、入札の前に、代理人選任の委任状及び復代理人選任の委任状を提出すること。個人事業者の場合も、また同様とする。

(2) 無効入札

開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 低入札価格調査の基準価格

設定していない。

(4) 最低制限価格

設定していない。

(5) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

道が交換により取得する物品の価格及び道が交換により引き渡す物品の価格は、それぞれ消費税等相当額を含めた額とすること。

(6) 自動車重量税、自賠責保険料及びリサイクル費用預託金

交換により道が取得する自動車については、契約の相手方が自動車重量税を代納し、自賠責保険を契約し、及びリサイクル費用の預託金を代納し、これらの対価は契約の履行後に、交換差金に加えて支払うこととするので、入札価格には、自動車重量税、自賠責保険料及びリサイクル費用預託金を含めないこと。

(7) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道根室振興局総務課需品係

イ 所 在 地 根室市常盤町3丁目28番地

ウ 電話番号 0153-23-6809

(8) 前金払い

前金払はしない。

(9) 概算払

概算払はしない。

(10) 部分払

部分払はしない。

(11) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(12) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(13) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(14) 再度入札においても落札者が決定しない場合について

ア 再度入札に付しても落札者が決定しない場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約に移行する場合がある。

イ 前項により随意契約に移行した場合、原則として、有効な入札をした者の中で、価格が最低の者から、見積書を徴する。

ウ 随意契約に以降した場合の、契約の相手方の決定方法について

9に定める落札者の決定方法に準じて契約の相手方を決定する。

(15) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めるときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(16) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。